

地域金融機関の職員様向けニュースレター

NEWS LETTER

顧客相談 サポート通信

2018.10. Vol.104

発行：◎行政書士 銚立 栄一朗事務所
〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『認知症が始まりかけた母の公正証書遺言作成サポート』
- ・相談業務引き出しメモ・・・『本人が認知症の場合、遺言は作れない？』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 栄一朗事務所
Change&Revival 株式会社
代表 銚立 栄一朗
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引士
ビジネス法務エキスパート®
1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：ランニング、フットサル

<ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

今手掛けている相続案件に、子供がいない老夫婦で、夫を残して奥様が先にお亡くなりになった案件があります。

相続財産は、夫婦の老後資金となるはずだった預金 1500 万円。奥様は遺言を作っていませんでした。

夫以外の相続人は、認知症を発症している高齢（90 歳代）の姉と、その他の姉妹の代襲相続人である甥姪 4 名。

もし、奥様が遺言書を作っていれば、

もう少し時間がかかりそうですが、精一杯サポートしようと思えます。

<サポート事例>

『認知症が始まりかけた母の公正証書遺言作成サポート』

お母様名義の自宅（土地建物）を大規模リフォームされ、ご自身で 2000 万円のリフォームローンを組まれていた M 様。

将来お母様に相続が発生したときに、土地のことで家族間で揉めないように、認知症が始まりかけたお母様の遺言の作成を検討されていました。

当事務所では、実際にお母様とお会いして、現段階では遺言能力に問題がないことを確認。

土地は最終的には第三者に売却する方針であったため、共有で土地を相続する際の注意点、持分割合

等をアドバイスし、公正証書遺言の作成をサポートさせていただきました。

<お客様の声>

■「生前でも相続について悩みがあったら相談すると良いと思います」（認知症が始まりかけた母の公正証書遺言作成サポート 東京都 M 様 40 歳代）

——当初、どのようなことでお困りだったのですか？

将来の母の相続にあたって、財産の分配をどの

つづき↓

<サポート事例>

ように遺言に記載するのがよいのか、その（案文の）作成を自分でできるのか、専門家の方に任せたいほうが良いのかが分からなかったです。

—何がきっかけで、当事務所のことを知りましたか？

インターネットで検索して知り、すぐに無料相談の依頼をしました。

—何が決め手となって、業務を依頼しましたか？

無料相談で丁寧に相談に乗っていただけましたことです。

—実際に業務を依頼されてみていかがでしたか？

こちらの対応が遅くなりがちで時間に追われた面もあったかと思いますが、親身になってご対応いただいたことが良かったです。

—どんな人が当事務所の機能を活用すると良いと思いますか？

自分たちもそうでしたが、生前でも相続について悩みがあったら相談すると良いと思います。

この度は大変お世話になりました。本当にありがとうございました。

<相談業務引き出しメモ>

『本人が認知症の場合、遺言は作れない？』



たとえ本人が認知症であったとしても、遺言を作成することができない、というわけではありません。

公正証書遺言を作成する場合、遺言の作成時に、「**遺言の内容と遺言の結果を理解するのに必要な能力**」、すなわち、**遺言能力**が認められれば、公正証書遺言を作成することはできます。

この遺言能力は、次の**3つの観点から公証人が判断**することになります。

1. 自分のことが誰だか分かっている
2. 自分の財産のことが分かっている
3. 財産を誰に渡すのか分かっている

例えば、

- ・自分の名前が出てこない
- ・自宅の住所が分からない
- ・相続させる人の名前が出てこない

など、最低限、この3つのことを本人が答えられないと、公正証書遺言の作成は難しい、と覚えておいてください。

そうなる前に、早めに遺言を作成することをお勧めします。

<編集後記>

5月頃から、自宅マンションを購入するために毎日新着物件情報をスマホでチェックしていて、結構な数の物件を内覧してきたのですが、先日、ようやくいい物件に巡り合い、契約を済ませました。引き渡しは年内の予定で、これから住宅ローン、リフォーム、引っ越しなどで色々とはたはたしそうです。仕事に影響がないように頑張っ乗り越えようと思います。

行政書士 銚立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“**ハッピーな将来を実現する**”お手伝いしております。

<主要業務>

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許可申請 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎**職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナー等の講師**についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っているお客様がいる
- 経営の問題で困っているお客様がいる
- お客様の問題を解決して、**融資につなげたい**

お気軽にご連絡ください！

行政書士
銚立榮一朗事務所
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE
Change&Revival 株式会社
宅地建物取引業免許 東京都知事(2)第94647号

〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >> **銚立 事務所** **検索**

WEBからも、本紙を見ることができます。

詳しくはこちら →



または、「サポート通信オンライン」で検索
<http://www.hokodate-jimusyo.com/news>

*異動の際は、お手数ですが当事務所までご一報ください！